(別紙)

成果の説明書

(氏名)　尾　形　祥	(学部)　経済学部

1　重要事項

（1）教育、研究、社会貢献等の分野

ア、教育

①講義

平成 26 年度は、会社法Ⅰ、Ⅱおよび商法総則・商行為の講義を担当した。経済学部における法律学の講義であるため、パワーポイントを用い、受講生が可視的に法律学のイメージを理解することができるように努めた。また、実際の判例や裁判例を用い、実際に社会で生じている紛争とその解決方法について検討した。さらに、会社の定款、貸借対照表、事業報告などのひな形を資料として配布し、受講生が実務に対する理解を深めることにも重点を置いた。もとより、受講生が現行法の問題点について理論的に考えることができるようにするために、講義中に素朴な疑問を投げかけ、それを法律学の根源的な問いへと発展させ、そうした問いについて受講生に「思考」してもらうように心がけた。

会社法については、平成 26 年に大幅な改正がなされたため、同改正についての最新情報を提供した。本改正に伴い、講義で対象とする会社法の知識量が従来よりも増加したことを踏まえ、会社法の基礎的な知識の定着を図るべく、選択問題、空欄補充問題、記述問題を作成し、受講生に予め問題に目を通してきてもらい、講義中に解説した。期末試験では講義中に検討した問題を中心に問い、会社法の基礎的知識と考え方の定着度を確認した。また、記述問題を通じて、各受講生が自己の「思考」を理論的かつ説得的に表現できているかどうかを確認した。

②演習Ⅱ、演習Ⅰ、基礎演習

演習Ⅱ（4 年生ゼミ）では、卒業論文についての個別報告をゼミ生に行ってもらい、全員で討論した。こうした報告を下に作成された論文をゼミ論文集に掲載した。卒業論文提出後、各論文を添削し、ゼミ生にコメントし、それを踏まえて各ゼミ生に論文の修正を行ってもらった。

演習Ⅰ（3 年生ゼミ）については、就職活動を控えている学生が多いことを踏まえ、受講生には会社法を素材としたプレゼンテーションを行ってもらい、その後グループ・ディスカッションを行った。

基礎演習（2 年生ゼミ）については、報告班ごとに体系書をまとめた上で、報告箇所に関連する事例問題を解答してもらい、報告内容について全員でディスカッションを行った。

課外活動としては、全学年共同のゼミ合宿や合同ゼミを行い、学年の枠を超えた議論の場を設けた。さらに、平成 26 年 12 月、各学年のゼミ生代表が、白鴎大学、新潟大学、山梨学院大学および本学の会社法ゼミが毎年共同で開催する法律討論会に参加し、優勝した。そのうち 1 名のゼミ生が質問者賞を受賞した。報告内容は、白鴎大学の紀要である白鴎法学に掲載予定である。その他、公務員志望のゼミ生を対象として、過去問の解き合いと解説のためのサブゼミを開催した。

イ、研究、社会貢献等

①論文

スウェーデン・コーポレート・ガバナンス・コードについての研究を行い、同国の支配株主による会社支配権の適正化に資すると考えられる規定について検討した。当該研

究結果を反映した論文を高崎経済大学経済論集 57 巻 1 号、2 号、3 号に連載した。
②判例解説、判例研究
募集株式の発行が「著しく不公正な方法」による発行ではないとされた事例（仙台地決平成 26・3・26 金判 1441 号 57 頁）について判例解説を行い、本件をベースとして平成 26 年改正会社法を踏まえた法科大学院生向けの記述問題を作成した。当該判例解説は新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）2015 年 4 月号に掲載されている。
早稲田大学商法研究会において「非上場会社における第三者割当による新株の有利発行と利益相反取引」が問題とされた事案（東京地判平成 26・6・26 金判 1450 号 27 頁）について判例報告を行った。
③著作物等
平成 26 年改正会社法について実務向けの解説書（共著）『改正会社法 解説と実務への影響』（三協法規出版、2015 年 3 月）を執筆した。株主総会決議取消し訴訟の原告適格、親子会社の定義、子会社株式の譲渡に関する規定についての解説を担当した。
④保険法
損害保険、とりわけ保険代理店や保険仲立人をめぐる問題を実務経験者と議論を行った。

2　その他の事項
早稲田大学比較法研究所において「北欧法制の研究」のための共同研究企画を立ち上げ、招聘研究員としてこれに参加した。2014 年 10 月 22 日には、イェスパー・ロウ・ハンセン氏（コペンハーゲン大学法学部教授）を招聘し、北欧諸国の状況を踏まえつつ、「EU 会社法の新展開」についてご講演いただき、同講演について司会を務めた。

3　次年度以降の計画・抱負
ア、教育
近時の会社法改正により、会社法の分量が増大していることに鑑み、受講生が同法の基礎的知識や考え方をより確実に習得するために、具体的な設例を検討し、それについて解説を加えたいと考えている。有価証券法については、本学では金融機関に就職する学生が多いことに鑑み、実務上の問題点や今後生じ得る法的問題について検討したいと考えている。演習については、プレゼンテーション能力に加え、将来、社会人として議論の中で的確な質疑応答をすることができるようにするための能力の涵養を最大の目標としたい。
なお、本年度も上記の法律討論会に参加予定であり、そこでの議論に耐え得るように、全学年のゼミ生の議論能力を高めたいと考えている。

イ、研究
主要な研究テーマであるスウェーデンの会社支配に関連して、支配の裏側の問題である少数派株主をめぐる問題や欧米における株主のエンゲージメントをめぐる問題について検討し、論文を執筆したいと考えている。なお、比較法研究所のプロジェクトに関連して、スウェーデン会社法の翻訳といった北欧法全般の研究を進めていく予定である。
判例研究については、前掲東京地判平成 26・6・26 についての判例評釈を執筆中である。その他、近時の会社法や商法に関連する判例や裁判例について評釈を行いたいと考えている。
また、会社法の改正に関連する解説書や演習書の執筆に参加予定である。
保険法については、保険仲立人に関する制度についての研究を進めたいと考えている。とくに、イギリスや可能であれば他のヨーロッパ諸国の保険の制度について比較法研究を行いたいと考えている。